

補助対象経費に 関する注意点

介護保険課 介護事業者担当
令和7年10月

職場環境改善経費

(1) 介護助手等を募集するための経費

- 業務効率化等の観点から、介護助手等の募集のための経費に充当することを想定しています。**一般の介護職員を募集するための経費は対象外**です。
- なお、「介護助手等」の「等」には、「介護補助者」、「介護サポーター」など、介護助手に類する方を想定しています。

職場環境改善経費

（２）職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費

- **研修費以外の経費は対象外**です。
- 様々な取組とは、例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施などです。

（職場環境等要件リーフレット）

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/r7_index_5.pdf

職場環境改善経費

(3) その他の経費

- ①から③の取組を実施するために要する費用のうち、**専門家の派遣費用、会議費等が対象**です。
 - ① 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組

職場環境改善経費

(3) その他の経費

- あくまで対象となるのは①から③の取組を実施するためにかかる費用（コンサル費、会議費等）であって、**その課題を解決するために係る費用は対象外**です。
- 対象外となる経費の例
 - パソコンやプリンター、コピー機等の機器購入経費
 - ソフトウェアやシステム等の導入経費
 - 設備等の設置・改修経費

人件費改善経費

手当、一時金等の引上げ

- 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げることはいけません。
- 当該事業所における人件費改善を行う方法等について職員に周知しなければなりません。